

浜松市福祉交流センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市福祉交流センター条例第5条第1項に掲げる福祉関係団体の認定及び取扱いについて必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 福祉関係団体の認定申請をしようとする者(以下「申請者」という)は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 福祉関係団体認定申請書(様式第1号)
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 活動内容が確認できる資料(収支予算書及び事業計画書等)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、認定に際して市長が必要と認める資料

(福祉関係団体の認定審査基準)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、いずれも適合すると認めるときは、福祉関係団体申請認定結果通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

- (1) 設立及び活動目的が次の各事項いずれにも該当する団体であること。
 - ア 障害者等の福祉の増進を図ることを主たる目的とするもの
 - イ 営利を目的としないこと。
 - ウ 宗教活動を主たる目的としないこと。
 - エ 政治活動を主たる目的としないこと。
 - オ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織、若しくはその組織の統制下にないこと。
- (2) 会員数が10人以上の団体であること。
- (3) 前2号を満たし、次の各事項いずれかに該当する団体であること。
 - ア 社会福祉法人
 - イ 社会福祉法第2条に定める事業を行う者
 - ウ 心身障害者又は心身障害者児の家族をもって組織する会
 - エ 民生児童委員、保護司、人権擁護委員をもって組織する会
 - オ 戦没戦災死者の遺族、傷痍軍人、戦災傷害者、原子爆弾被爆者をもって組織する会
 - カ 日本赤十字社
 - キ 母子寡婦をもって組織する会
 - ク 老人クラブ
 - ケ 福祉活動を行っている団体で、ボランティア連絡協議会、地方公共団体又は社会福祉協議会に登録されている団体
 - コ 前9号に準ずると認められる団体

(認定内容変更の取扱い)

第4条 前条の規定により福祉関係団体認定通知を受けた団体(以下「認定団体」という)は、その後において申請内容に変更が生じたこととなった場合には、速やかに福祉関係団体登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

- 2 申請内容の変更が生じたにもかかわらず、前項における届出がされないときは、申請内容に誤りがあるものとみなし、福祉関係団体としての取扱いはしない。

(認定内容の確認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体は認定内容の確認のために前2条に掲げる書類の再提出を求めることができる。

- (1) 福祉関係団体の認定日から1年の間において、浜松市福祉交流センターの利用がない団体
- (2) 福祉関係団体の認定日から3年を経過した団体

(認定団体の取り消し)

第6条 市長は、次の各号に掲げる各号について該当すると認められるときは、福祉関係団体の認定を取り消すものとする。

- (1) 3条に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (3) 施設利用に係る遵守事項を守らないとき。
- (4) 福祉関係団体認定取消届出書(様式第4号)の届出があったとき。
- (5) 5条に掲げる認定内容の確認に応じないとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、福祉関係団体認定取消通知書(様式第5号)により速やかに通知するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

浜松市長

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(団体名称)

(代表者名)

印

福祉関係団体認定申請書

次のとおり福祉関係団体の認定を受けたいので、申請します。

記

団体名			
所在地			
代表者氏名			
代表者住所		連絡先	
連絡責任者氏名		連絡先	
団体の目的			
活動内容			
会員数			
備考			

会則、会員名簿、活動内容が確認できる資料（収支予算書及び事業計画書等）を添付してください。

様式第2号

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

福祉関係団体認定申請結果通知書

平成 年 月 日付けにて提出のあった福祉関係団体認定申請について、審査の結果、下記のとおり決定いたします。

記

福祉関係団体としての申請を、 認定します ・ 却下します。

(却下の場合はその理由)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号

年 月 日

浜松市長

届出者 住 所
(所在地)
氏 名
(団体名称)

(代表者名)

印

福祉関係団体登録変更届

平成 年 月 日付けで、福祉関係団体認定申請の内容について、下記のとおり変更がありましたので届出いたします。

記

	旧	新
団 体 名		
所 在 地		
代 表 者 名	(氏名)	
	(電話)	
連 絡 責 任 者	(氏名)	
	(電話)	
	(住所)	
そ の 他		

様式第4号

年 月 日

浜松市長

届出者 住 所
(所在地)
氏 名
(団体名称)

(代表者名)

印

福祉関係団体認定取消届出書

平成 年 月 日付で、福祉関係団体の認定を取り消したいので、届出します。

様式第 5 号

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

福祉関係団体認定取消通知書

浜松市福祉交流センター利用に係る福祉関係団体認定取扱基準第 6 条第 2 項の規定により、福祉関係団体の認定を取り消し、下記のとおり通知します。

団体名	
代表者名	
所在地	〒
認定取消し 年月日	
取消理由	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。